

大阪府立病院機構労働組合
執行委員長 山本 桃代 様

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 遠山 正彌

職員就業規則、育児・介護休業等に関する規程及び非常勤職員就業規則、
非常勤職員育児・介護休業等に関する規程の一部改正について（提案）

1 提案理由

育児・介護休業法等の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

2 提案内容

(1) 職員就業規則、職員育児・介護休業等に関する規程

- ① 育児休業の取得回数について、現行制度では、子が3歳に達する日までの間に、1回取得可能であるが、2回まで取得可能とする。
- ② ①の育児休業に加え、現行制度では、子の出生後8週間を経過する日の翌日までに、1回取得可能であるが、2回まで取得可能とし、その申出期限について、現行制度では1か月前であるが、2週間前までとする。
- ③ 男性育児休暇について、現行制度では、出産予定日の8週間前の日から出産の日後16週間を経過する日までが対象期間であるが、出産の日後1年を経過する日までとする。
- ④ 不妊治療のための有給の特別休暇（一の年度において、5日以内で必要と認める日又は時間）を新設する。

(2) 非常勤職員就業規則、非常勤職員育児・介護休業等に関する規程

- ① 育児休業の取得回数について、現行制度では、子が1歳に達する日までの間に、1回取得可能であるが、2回まで取得可能とする（②の出生時育児休業を除く）。
- ② ①の育児休業に加え、子の出生後から8週間を経過する日の翌日までに、4週間で限度に2回まで分割して取得可能な出生時育児休業を新設する。
- ③ 保育所に入所できない等の理由により、子が1歳以降2歳までの間に育児休業を延長する場合について、現行制度では、子の1歳の誕生日と、1歳6か月に達する日の翌日に、延長開始日を限定していたが、開始日を柔軟化するため、1歳から1歳6か月、1歳6か月から2歳までの各期間途中でも取得可能（1回に限り途中交代可）とする。
- ④ 1週間当たりの勤務時間が29時間以上又は勤務日が5日以上で、かつ、2月を超える期間の定めにより勤務する非常勤職員に、次の特別休暇（有給）を新設する。
 - ア 男性育児休暇 出産予定日の8週間前の日から、出産の日後1年を経過する日までの期間において、5日以内で必要と認める日又は時間
 - イ 妻の出産休暇 妻の出産に係る入院の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間において、2日以内で必要と認める日又は時間
 - ウ 不妊治療休暇 一の年度において、5日以内で必要と認める日又は時間

3 実施日

令和4年10月1日

4 協議期間

令和4年7月28日（木）から同年8月26日（金）まで